

パート・アルバイトも特別徴収が必要です。

平成26年度から三重県内の全市町において、法令に基づいた特別徴収義務者の指定を行います。

パート・アルバイトに関わらず、所得税を源泉徴収しなければならない従業員の方は、すべて特別徴収による納付となります（退職者等一部例外を除く）。既に特別徴収している事業主の皆様につきましても、いま一度ご確認をお願い致します。

○対象になる人

平成25年1月1日～平成25年12月31日までの間に給与の支払いを受けた方であり、かつ、平成26年4月1日現在において、特別徴収義務者から給与の支払を受けている方が対象となります。

ただし、以下に該当する場合は、特別徴収制度の趣旨である「納税者の利便性の向上」に反するため、申請により普通徴収とすることができます。

- a 乙欄適用で普通徴収希望者又は他事業所で特別徴収されている
- b 給与が支給されない月がある
- c 事業専従者のみ（全従業員が事業専従者のみの場合に限る）
- d 退職者・退職予定者（5月末までに退職予定の方）

※「事務員が不足している」、「事務が繁雑になる」などの理由では、普通徴収とすることはできません。

三重県総務部 税収確保課

三重県地域連携部 市町行財政課

三重県内各市町 個人住民税担当課